

**「資源権益・安定供給の確保に向けた
資源国との関係強化支援事業」
のご紹介**

2025年6月

事業について

- 本事業は2つの分野で申請を受け付けております。

資源権益・安定供給の確保に向けた 資源国との関係強化支援事業

＜燃料安定供給対策費＞
産油国石油精製技術等対策事業費補助金

＜エネルギー需給構造高度化対策費＞
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金

①石油天然ガス権益・安定供給の
確保に向けた資源国との
関係強化支援事業

②資源国脱炭素化・エネルギー
転換技術等支援事業

本事業の目的・概要

公募要領「1.事業概要」
1-1.,1-2.

資源権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業

令和7年度予算額 **60億円（51億円）**

事業目的・概要

事業目的

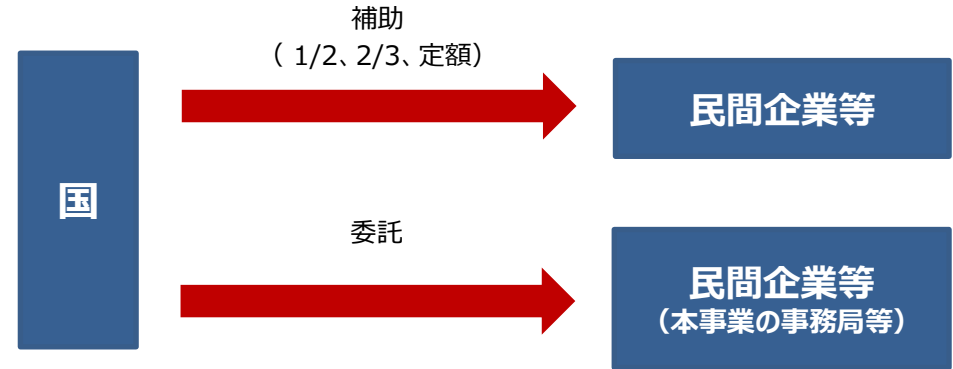
資源国のニーズに対応して、幅広い分野での協力事業を日本企業等の強みを活かし実施するとともに、資源国に対する日本からの投資促進・事業展開等について支援を行い、資源国との戦略的かつ重層的な関係を構築することにより、日本企業による石油・天然ガスをはじめとする資源の権益の確保や安定供給の確保を実現することを目的とする。

事業概要

石油・天然ガスの安定供給の観点から協働すべき国、特に中東諸国との関係において、日本企業等が行うソフト面も含めた幅広い分野のF/S、実証、人材育成などの協力事業を支援するとともに、これらの国に対する我が国企業の投資促進等を行う。また、石油・天然ガスに限らない新たな資源、例えば水素やアンモニア、CR燃料、バイオ燃料等の新たな市場とバリューチェーン形成に資する取組を重点的に支援することを念頭に、多様な資源国におけるエネルギー分野の取組を支援する。

- (1) 資源国への産業協力事業
- (2) 資源国への投資促進事業
- (3) 資源国脱炭素化・エネルギー転換技術等支援事業

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



<事業例>

資源国への産業協力事業



人材育成を目的としたインターンシップ受入 (UAE)

資源国への投資促進事業



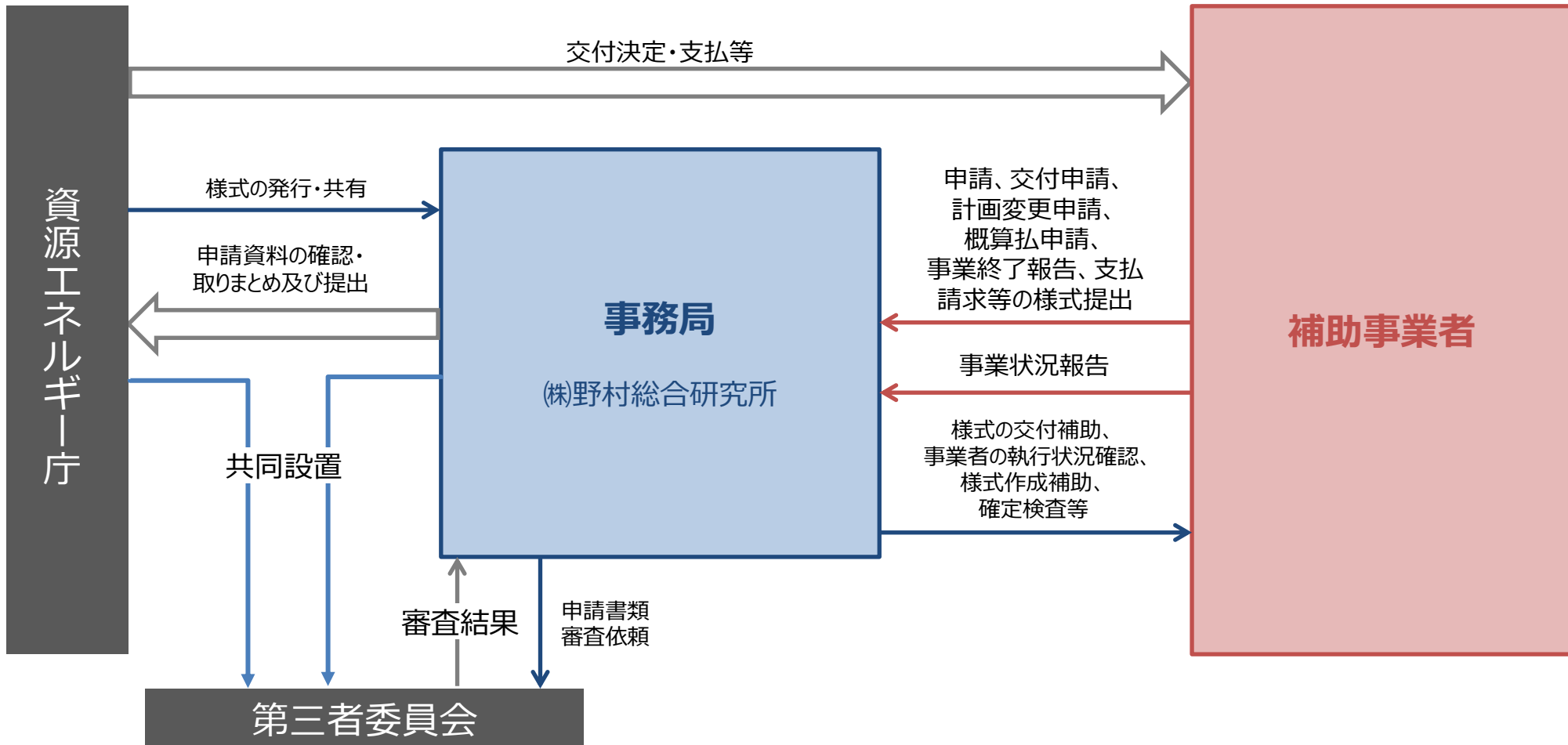
本邦企業のビジネス展開を目的としたフォーラムの開催 (サウジ)

成果目標・事業期間

資源国とのFS・実証事業や人材育成事業等の支援を通じて、資源国との戦略的かつ重層的な関係の構築し、我が国のエネルギー安定供給を確保する。

本事業の執行体制

- 本事業は、資源エネルギー庁が直接執行し、今年度より事務局を「野村総合研究所（NRI）」が執り行います。



事業内容・実施期間

公募要領「1.事業概要」
1-4.,1-5.

- 事業実施期間：交付決定日～令和8年3月31日
- 以下は公募の受付窓口が分かりますので、ご注意ください。

石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた 資源国との関係強化支援事業

- 我が国企業による石油・天然ガスの権益獲得や安定供給の確保を実現するために、産油・産ガス国のニーズに対応した幅広い分野における協力事業の実施を通じて、産油・産ガス国との戦略的かつ重層的な関係の構築を目指すもの。
- 事業対象国は、産油・産ガス国に限るが、事業内容は二国間の架け橋となる人材育成、友好協力関係の象徴となる事業も対象となり、石油・天然ガス分野に限るものではない。

※石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業については、A.高度人材育成支援事業か、B.環境整備事業か、あるいはその両方に該当する案件であることが求められる。

資源国脱炭素化・エネルギー転換技術等 支援事業費補助金

- 脱炭素化・低炭素化に資する燃料の新たな市場創出を実現の上、安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とする。
- 具体的には、資源国における化石燃料産業等の基盤施設・設備の脱炭素化・低炭素化や、水素、アンモニア、バイオ燃料をはじめとする産業の脱炭素化・低炭素化に資する燃料分野にかかる先端技術の移転、調査・研究等を実施する事業に要する経費を補助する。

※本事業における資源国とは、現に我が国に石油・ガス等の資源の輸出を行っている国又は本事業における取組等を通して今後資源の生産や我が国への輸出を行う可能性を有する国を指す。

補助事業者向け公募資料

- 次の要件を満たすこと。
- 応募に当たって提出された申請書や関連書類に記載の事項に虚偽が認められたり、疑義が生じたりした場合は、**採択後であっても、経済産業省はその内容について確認を行い、採択の取り消しを行う権利を留保しているもの**とします。

(1) 単独の申請、または、幹事法人の応募資格

- ① **日本に拠点を有していること。**
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ **経済産業省におけるEBPMに関する取組に協力すること。**なお、事業期間終了後にもヒアリング・アンケート調査等を実施する可能性があり、可能な範囲でこれらに対応いただく場合がある。

(2) 共同申請する場合の幹事法人以外（以下、「共同申請者」）の応募資格

- ① 日本に拠点を有している、若しくは、現地法人の場合は、以下いずれかの要件を満たした法人であること。
 - i. 幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率10%以上）
 - ii. 幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ **経済産業省におけるEBPMに関する取組に協力すること。**なお、事業期間終了後にもヒアリング・アンケート調査等を実施する可能性があり、可能な範囲でこれらに対応いただく場合がある。

補助金交付の要件

公募要領「2.補助金交付の要件」

- 採択件数に上限は設けておりませんが、予算の範囲内での採択とします。
- 事業を実施するために直接必要な経費について、予算の範囲内で**定額**または**2 / 3**または**1 / 2**とします。
- 予算額は**石油・天然ガス分野が約 3 2 億円、脱炭素分野が約 1 4 億円（令和 7 年度政府予算）**です。
なお、最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

補助率・件数・補助対象経費

補助率	1 / 2 または 2 / 3 または 定額 ※事業概要や公募状況に応じて決定し、採択時に通知。
補助件数	上限なし
対象経費	(1) 人件費 (2) 事業費 旅費、保険料、会議費、諸謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、通信運搬費、 翻訳通訳費、印刷製本費、資料購入費、補助要員費、保守料、国内外拠点運営 経費等 (3) 委託費・外注費 ※原則消費税は除外して計上する（一部例外あり）

(参考) 補助対象経費の区分

公募要領「7.補助対象経費の計上」
7-1.

- 本事業の対象とする経費は、**事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費**であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容	
人件費	直接雇用等で事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費。	
事業費	旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費。具体的には、国内または現地へ出張する際に生じる経費であり航空運賃、査証代、空港使用料、現地交通費、日当、宿泊費等を想定（原則、航空運賃は相見積もり等により最も経済的な価格で調達できるエコノミークラスとし、新幹線ではグリーン料金は認めないが、事業の遂行上必要性が認められる場合は、補助事業者の旅費規程等に従う。）。
	保険料	補助事業者、派遣員及び、本事業を相手国以外の実施国で実施する場合の本事業に参加する相手国の子弟・管理者等の現地活動期間中に生じた疾病、物損、紛失等のトラブルを最低限に保証しうる海外障害保険の加入に係る経費。保険での保障範囲や保険金額（掛け金額）については、派遣者のキャリア・報酬又は補助事業者における規程等に基づき、合理的な範囲で設定のこと。
	会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
	諸謝金	事業を行うために必要な謝金等。
	備品費	事業を行うために必要な物品（ただし1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費等。
	借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費等。
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費。
	通信運搬費	補助事業者等が現地活動を行う際に必要となる郵便料、運送代、通信・電話料代、インターネット回線接続・使用料等を想定。

(参考) 補助対象経費の区分

公募要領「7.補助対象経費の計上」
7-1.

経費項目	内容	
事業費	通信運搬費	補助事業者等が現地活動を行う際に必要となる郵便料、運送代、通信・電話料代、インターネット回線接続・使用料等を想定。
	翻訳通訳費	補助事業者（または派遣員）が事業を行うために必要と考えられる翻訳費、通訳費。
	印刷製本費	事業で使用する教材等を作成する経費等。
	資料購入費	事業の実施に直接必要とする資料・情報の購入に要する経費。
	補助要員費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト、派遣契約によるもの等）に係る経費
	保守料	施設及び機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とする場合に係る経費。
	国内拠点運営経費	事業環境整備事業の遂行に必要な国内拠点であって、その維持管理に係る経費（事業期間内に発生するものに限る。）。
	海外拠点運営経費	事業環境整備事業の遂行に必要な海外拠点であって、その維持管理に係る経費（事業期間内に発生するものに限る。）。
	その他補助事業を行う上で特に必要と認められる経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。 例) -光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） -各種手数料、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
委託費・外注費	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約）
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）

直接経費として計上できない経費

- 以下の経費は直接経費として計上できません。

直接経費として計上できない経費

- 建物等施設に関する経費
- 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- 交付決定前に発生した経費
- その他事業に関係ない経費

補助対象経費からの消費税額の除外

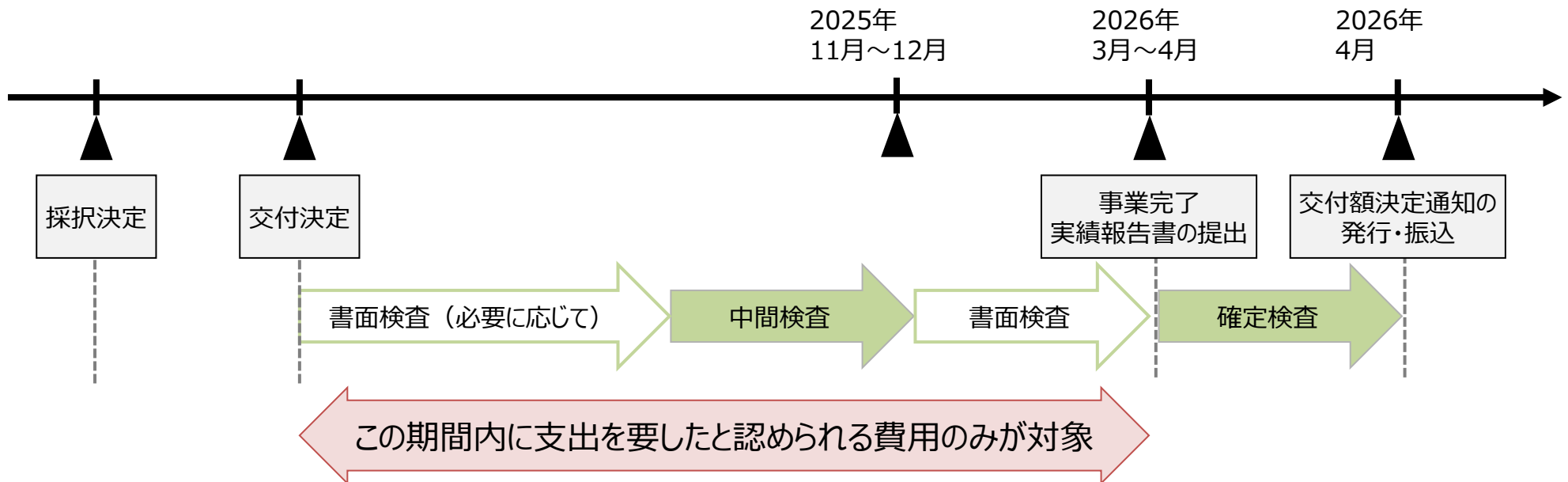
- 交付申請書の補助金申請額算定段階において、**消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定**し、交付申請書を提出してください。
- ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。

消費税等を補助対象経費に含まれる補助事業者

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

- 補助金の支払いは、原則事業終了後の精算払となります。
- 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書（交付要領の様式第6）に基づき確定検査を行い、支払額を確定します。
 - － 支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に事業期間内に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

事業期間と補助対象経費の関係



募集期間・提出書類・注意事項

募集期間	募集開始日：6月2日（月） 締切日：6月23日（月）正午
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書（様式1）・ 提案書（様式2）・ 積算基礎（別紙Excel）・ 会社概要及び直近2年分の財務諸表
公募にあたっての 注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ <u>いずれの書類も、原則、用紙はA4縦長、横書き、日本語、ワープロ書きとして下さい。ただし、会社概要票及び財務諸表については、既存のものを活用していただいてもかまいません。</u>・ <u>申請時・業務実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。なお、応募書類は返却しません。</u>・ <u>応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の実行費用は支給されません。</u>・ <u>提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。</u>

- 補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。

◆受付期間

2025年6月2日（月）～2025年6月23日（月）正午まで

※ 上記期間にjGrantsで申請を実施・完了してください。

◆提出方法

- 申請される事業者は、別紙申請様式を作成の上、上記期間に補助金申請システムjGrantsにて、当該資料を提出してください。jGrantsでは、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する通知等も、原則として当該申請システムで行います。
- **jGrantsを利用するには「g BizIDプライム」の取得が必要ですので、ご準備ください。**
「g BizIDプライム」の取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備されるよう十分ご注意ください。

jGrantsページ

- 石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDPTvMAP>

- 資源国脱炭素化・エネルギー転換技術等支援事業費補助金

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDPSJMA5>

- ※ 受付期間以降の提出（修正、差替、追加を含む。）は受け付けられません。
- ※ 郵送、持参、FAX及び電子メール等による提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象とならない場合がありますので、注意して提出してください。

審査・採択について

- 審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。
- 以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①～⑤を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。
- 採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

必須項目

- ① 「1. 事業概要」の「1-6. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業を実施するにあたって、補助事業者としての注意すべき事項を十分に理解しているか。
- ⑤ 補助事業者は、事業の実施によって生じた、いかなる損害賠償も当省が負わないことを了承し、かつ、その実施に責任を有する者であるか。

内容について

- ⑥ 事業を実施することにより、我が国と相手国との多角的な関係強化が図られ、もって、我が国への資源の安定供給が期待できる（期待できる蓋然性が高まる）か。（→後述）
- ⑦ 事業を遂行するために必要な能力、知識、経験、資力、資金調達能力、実施体制を有しているか。
- ⑧ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び法令遵守や機密保持において適切な管理能力を有しているか。
- ⑨ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑩ 経費の積算（見積内容）が合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか。

審査・採択について

- 以下⑪⑫⑬は、当該補助事業の目的や補助交付の要件に反しない限り優遇措置を検討すること。ただし、⑪⑫は補助対象が民間事業者以外（自治体・独法・組合・公益法人・個人等）向けに限る事業は対象外。

加点項目

- ⑪ **賃上げの取組**をしているか。
以下のうち、いずれかの賃金引上げ計画の表明書等を提出すること。基準を満たす場合、加点対象となります。
- ・ 令和7年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - ・ 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
※中小企業等においては、「給与総額とする。」
- ⑫ **ワーク・ライフ・バランスの取組**をしているか。
以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場合、加点措置となります。
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
 - ・ 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ・ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・ 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）
- ⑬ **「魅力発見！三陸常磐ものネットワーク」**に参加登録を行い、以下のHPにおいて取組事例が公表されているか（応募締切日前日時点）。
- ・ <https://sjm-network.jp/category/introduction/>
 - ・ 「魅力発見！三陸常磐ものネットワーク」のHPにおいて自社の取組事例が紹介されているページの写しを申請書に添付して提出するとともに、当該ページのURLを申請書に記載すること。提出があった場合、加点措置となります。

事業内容（類型）

- 石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業については、以下のいずれか（あるいはその両方）に該当する案件であることが求められます。

A 高度人材育成支援事業

相手国の子弟、学生、研修生、技術者、管理者等を指導・育成するために、我が国民間団体等が有する独自の教育体系・カリキュラム等に基づき、先進技術・ノウハウ等を相手国の子弟等に伝えることにより、将来、相手国の産業界を担う中核人材、相手国において有用な先端技能を習得した人材、知日派の人材、相手国と我が国の架け橋となり得る人材等、我が国と相手国との間の関係強化に資する多様な人材の養成を目指すもの。

B 環境整備事業

- i. 我が国民間団体等が有する先端技術やノウハウ等を相手国や相手国民間団体等へ移転するために必要な事業環境の整備を行い、我が国と相手国等との友好協力関係を象徴するようなモデル事業として位置づけられることを期待するもの。
- ii. 相手国の石油産業等の基盤施設・設備の高度化に資する事業を行うもの。
- iii. 相手国における石油及び可燃性天然ガス開発に係る事業環境の整備に必要な調査等を行うもの。

事業内容の妥当性について | 石油・天然ガス

- 石油・天然ガス分野においては、以下が審査項目⑥のポイントとなります。
- 事業を実施することにより、我が国と相手国（産油・産ガス国）との多角的な関係強化が図られ、もって我が国への石油・天然ガスの安定供給確保が期待できる（期待できる蓋然性が高まる）か。

審査の観点

共通	1. 二国間関係や取組実施国を含む多国間 <u>関係に裨益するか</u> （相手国政府等との合意文書があるか等）、 <u>相手国での取組実施要望</u> はあるか			
	2. 我が国企業 <u>特有の技術、経験、知識、ネットワーク</u> 等が用いられており、かつ <u>国の補助を必要としているか</u> （我が国企業が実施する必要及び国が補助する必要があるか）			
事業類型ごと	A	高度人材育成支援事業	B	環境整備事業
	我が国や我が国の技術に対する理解を深められるカリキュラムが編成され、我が国と <u>相手国との架け橋となり得る人材の育成が期待できるか。</u>		事業実施により、その波及効果として、 <u>相手国における需要・市場・産業の創出、経済活動の高度化・効率化、環境に対する負荷低減等への貢献が期待されるか。</u>	
			C	A+B
			A,B両方の審査観点	

事業内容の妥当性について | 脱炭素

- 脱炭素化分野においては、以下が審査項目⑥のポイントとなります。
- 事業を実施することにより、我が国と相手国（資源国）との多角的な関係強化が図られ、もって、我が国への資源の安定供給や脱炭素化・低炭素化に資する燃料の新たな市場創出の実現が期待できる（期待できる蓋然性が高まる）か。

審査の観点

1. 二国間関係や取組実施国を含む多国間関係に裨益するか（相手国政府等との合意文書があるか等）、相手国での取組実施要望はあるか
2. 我が国企業特有の技術、経験、知識、ネットワーク等が用いられており、かつ国の補助を必要としているか（我が国企業が実施する必要及び国が補助する必要があるか）
3. 我が国の将来的な資源確保に寄与するか（取組の将来的な目標等）

- 補助金の支払いにおいて留意が必要な事項が含まれますので、必ず各自ご確認をお願いいたします。

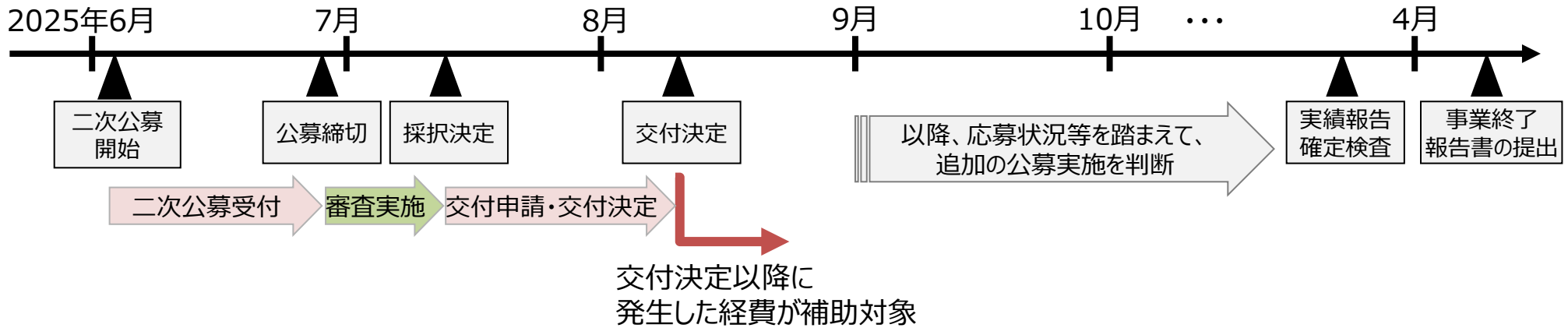
交付決定

- 採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が**交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始**となります（補助金の**交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません**）。
- なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。
- 交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

スケジュール

- 本事業のスケジュールは以下のとおりです。

◆公募・採択スケジュール



2025年6月2日（月）	: 公募開始、受付開始
2025年6月23日（月）正午	: 公募締切
2025年7月中旬頃※	: 採択先公表

※ 採択決定日については、申請件数等により前後する可能性があります。

質問受付について

◆ 質問はメールのみ受け付けます。申請窓口ごとに以下の連絡先へお問い合わせください。

石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた 資源国との関係強化支援事業

○事務局

株式会社 野村総合研究所

E-mail:

r7.oilgus@hojo-jimukyoku.jp

○経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部
資源開発課

担当：松尾、鳥原

E-mail: matsuo-yudai@meti.go.jp

torihara-tomoya@meti.go.jp

資源国脱炭素化・エネルギー転換技術等支援 事業費補助金

○事務局

株式会社 野村総合研究所

E-mail:

r7.decarbonization@hojo-jimukyoku.jp

○経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部
資源開発課

担当：松尾、鳥原

E-mail: matsuo-yudai@meti.go.jp

torihara-tomoya@meti.go.jp